

# 参考資料

## 1. 用語説明

### あ行

|                 |   |
|-----------------|---|
| IJUターン          | ・移住の方法の総称のことを指す。Iターンは都会出身者が地方に移り、定住すること、Jターンは地方出身者がいったん都会に出たあと別の地方に移住すること、Uターンは出身地に戻ることに。 |
| インバウンド          | ・外国人が訪れてくる旅行のこと。  |
| NPO<br>(エヌピーオー) | ・NPO (Non-Profit Organization) は、民間非営利法人組織の略。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。                |
| オープンスペース        | ・公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。  |

### か行

|          |  |
|----------|--|
| 関係人口     | ・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。   |
| 狹隘道路     | ・幅員4m未満の道路で、一般の交通の用に供される道路。  |
| 景観協定     | ・景観計画区域内において、地域のより良い景観の維持・増進を図るため、一定区域内の土地所有者及び借地権者等の全員の合意により、締結される協定のこと。                                |
| 建築協定     | ・土地所有者及び借地権者等は、その全員の合意により、一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定めた協定のこと。 |
| 交流人口     | ・観光に来た人々。  |
| コミュニティ   | ・地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。   |
| コンパクトシティ | ・市街地の無秩序な拡大を図るのではなく、既存都市の中心部を有効に活用し、そこに多様な機能を集積させた都市の形態あるいはその構築を目指す考え方。                                  |

さ行

|           |  |
|-----------|--|
| 災害協定      | <ul style="list-style-type: none"> <li>大地震などの災害発生時、人的・物的援助を受けられるよう自治体が民間企業や関係機関との間で締結される救援協定のこと。</li> </ul>  |
| サテライトオフィス | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。</li> </ul>   |
| 市民農園      | <ul style="list-style-type: none"> <li>サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。</li> </ul>  |
| 準都市計画区域   | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域以外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域で、土地利用の整序のみを行う制度。</li> </ul> |
| 水源涵養      | <ul style="list-style-type: none"> <li>植物や土壌などが雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。</li> </ul>  |

た行

|            |   |
|------------|---|
| 地域包括ケアシステム | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。</li> </ul>                                      |
| 地区計画       | <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。</li> </ul>  |
| テレワーク      | <ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークとは、情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。</li> </ul>                                  |
| 都市計画区域     | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。</li> </ul> |

|          |   |
|----------|---|
| スポンジ化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市の大きさが変わらないにも関わらず、人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴が空くように生じ、密度が下がっていくこと。</li> </ul>   |
| 土地区画整理事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理法に基づき、無秩序に建物が建築されたり木造老朽家屋が密集したりする既成市街地のほか、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、良好なまちづくりのために、区画形質を整え道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。</li> </ul> |

## な行

|       |   |
|-------|---|
| 二地域居住 | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。</li> </ul> |
|-------|---|

## は行

|         |   |
|---------|---|
| ハザードマップ | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震や洪水等に関する危険箇所（ハザード）、避難所、病院などの拠点施設の位置をまとめた地図（マップ）のこと。</li> </ul>     |
| バリアフリー  | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。</li> </ul> |

## ま行

|           |   |
|-----------|---|
| モータリゼーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般に、人々の利用する交通機関のなかで、自動車利用が普及する状態。</li> </ul> |
|-----------|---|

## や行

|            |   |
|------------|---|
| ユニバーサルデザイン | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。</li> </ul>           |
| 用途地域       | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づき、都市計画区域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。</li> </ul> |

ら行

|              |  |
|--------------|--|
| ライフ・ワーク・バランス | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 仕事と生活の調和。仕事と生活のバランスが取れている状態。</li> </ul>                                     |
| リノベーション      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ、付加価値を与えること。</li> </ul>                  |
| 緑地協定         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、土地所有者等の合意により区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。</li> </ul> |

わ行

|         |   |
|---------|---|
| ワーケーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、リゾート地や地方など、オフィスとは異なる場所で働きながら休暇取得などをおこなう仕組み。</li> </ul> |
|---------|---|

## 2. みなべ町都市計画マスタープランの策定経緯

| 時期                           | 内容   |
|------------------------------|--|
| 令和元年 8 月 27 日                | 第 1 回 みなべ町都市計画マスタープラン策定委員会<br>【議事】①都市計画マスタープラン策定について<br>②まちづくりアンケート調査について        |
| 令和元年 9 月 27 日<br>～10 月 15 日  | 町民アンケート調査（1,500 名対象）   |
| 令和元年 12 月 4 日                | 第 2 回 みなべ町都市計画マスタープラン策定委員会<br>【議事】①まちづくりアンケート調査について<br>②現状と課題について<br>③まちの将来像について |
| 令和 2 年 2 月上旬                 | 庁内関係部局との調整   |
| 令和 2 年 3 月 27 日              | 第 3 回 みなべ町都市計画マスタープラン策定委員会<br>【議事】①全体構想について                                      |
| 令和 2 年 8 月 24 日              | 第 4 回 みなべ町都市計画マスタープラン策定委員会<br>【議事】①地域別構想について                                     |
| 令和 2 年 11 月 25 日             | 第 5 回 みなべ町都市計画マスタープラン策定委員会<br>【議事】①実現化の方策について                                    |
| 令和 3 年 1 月 12 日<br>～1 月 25 日 | 意見募集（パブリックコメント）  |

### 3. みなべ町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

| 機関名                 | 役職等  | 氏名               | 備考   |
|---------------------|------|------------------|------|
| 和歌山大学               | 准教授  | 佐久間 康富           | 委員長  |
| みなべ町自治振興委員会連絡協議会    | 会長   | 小林 晃亮<br>(久保 秀夫) | 副委員長 |
| みなべ観光協会             | 会長   | 岩本 恵子            |      |
| みなべ町商工会             | 会長   | 植田 英明            |      |
| みなべ女性会              | 会長   | 松川 賀子            |      |
| みなべ町農業委員会           | 会長   | 松本 博文            |      |
| みなべ町農業振興協議会         | 顧問   | 木下 登吉男           |      |
| みなべ町漁業振興協議会         | 会長   | 小谷 繁             |      |
| みなべ町議会              | 副議長  | 天野 仁             |      |
| みなべ町議会産業建設常任委員会     | 委員長  | 真造 賢二            |      |
| 紀南河川国道事務所           | 事務所長 | 川尻 竜也<br>(堤 英彰)  |      |
| 日高振興局建設部            | 部長   | 阪口 順司<br>(松原 光宏) |      |
| 田辺警察署               | 交通課長 | 大江 澄享            |      |
| 一般社団法人 和歌山県建築士会田辺支部 | 副支部長 | 小田 貢             |      |

※敬称略、（ ）は前任者。